



広報ぬまた お知らせ版



令和2年5月14日発行 第1066号(1/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

ピカソー

スノンちゃん

妊産婦等外出支援ハイヤーチケットの交付について

日常的な外出や各種子育て支援事業の利用など、妊産婦や1歳未満の乳児を持つ保護者の外出を支援するため、外出支援事業を本年度新たに実施しています。対象者の方には郵送にてお送りしておりますのでご確認の上、ぜひご利用ください。

- 対象者 妊産婦、1歳未満の乳児を持つ保護者のうち1人
- 利用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日まで
- お問合せ 保健福祉課 子育て支援推進室 ☎35-2120

全国瞬時警報システム(J-アラート)の訓練放送について

◆放送日時：令和2年5月20日(水) 午前11時頃

5月20日(水) 午前11時頃に、防災無線を通じて情報伝達の訓練放送を行います。ご家庭の戸別受信機からテスト放送が流れますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

放送内容等

町内6か所に設置してある屋外スピーカー及び戸別受信機から、訓練放送が一齐に放送されます。

【放送内容】

開始のチャイム

「これは、Jアラートのテストです。」※繰り返し3回

「こちらは、防災ぬまたです。」

終了のチャイム



※J-アラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

- お問合せ 総務財政課 総務グループ ☎35-2111

移動献血車が来町します！！

旭川赤十字血液センターの移動献血車が来町します。病気やケガなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 日時 令和2年5月19日(火) 午前10時～午後4時30分
- 実施場所

①沼田町養護老人ホーム和風園	午前10時～午前11時
②陸上自衛隊沼田弾薬支処	午前11時10分～午後12時20分
③まちなかほっとタウン	午後1時30分～午後2時15分
④沼田町役場	午後2時25分～午後4時30分
- お問合せ 保健福祉課 福祉グループ ☎35-2120

結婚新生活応援募集について

町では、下記の対象要件を満たしている世帯に、住居費や引越しにかかる費用の一部について支援を行い、本町での新生活を応援しています。

- 対象要件 ※以下の4項目をすべて満たしていることが必要です。
 - ①令和2年4月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
 - ②令和元年中の夫婦の合計所得が年間340万円未満である世帯
 - ③申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が町内の当該住宅に住所を有すること
 - ④夫婦ともに34歳以下であること
- 対象経費
 - ①住居費(物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
 - ②新居への引越費用(引越業者または運送業者へ支払った場合にのみ該当)
 ※勤務先から住宅手当や引越しにかかる費用が支給されている場合は、その分を差し引いた額
- 対象期間 令和2年1月1日から令和3年3月31日まで
- 助成額 上記対象経費に対し、1世帯当たり30万円を上限として助成
- 申請に必要なもの
 - ・印鑑
 - ・令和元年中の所得証明書(本人及び配偶者)
 - ・住宅の売買契約書(住居費に充てる場合)
 - ・住宅の賃貸借見積書または契約書(住居費に充てる場合)
 - ・住宅手当支給証明書(住居費に充てる場合)
 - ・引越しに係る領収書(引越し費用に充てる場合)
- お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

キップ・定期券は、

JR石狩沼田駅でお買い求めください。

祝祭日を除く月～金の7:20～13:40で販売中です。

※不在となる時間帯(8:55～9:50、11:25～12:35)もございますので、ご確認願います。



沼田町ヤング世代移住促進家賃助成事業について

本町への移住定住を図ることを目的として、町外からの転入により本町で生活することとなる若者世代、並びに前居住地に関係なく結婚を機に本町で新たな生活をスタートすることとなる新婚世帯や、新たに町外へ通勤することとなってもなお本町で生活している世帯を対象として、居住する賃貸住宅の家賃の一部を助成しています。

■対象者

①転入世帯

令和2年3月18日以降に転入し、申請時点において40歳未満の世帯
(夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯)

②新婚世帯

令和2年4月1日以降に婚姻届を提出している世帯で、申請時点において夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯

③町外通勤世帯

令和2年4月1日以降、転勤または転職等により町外へ通勤することとなってもなお本町で生活し、申請時点において40歳未満の世帯
(夫婦世帯の場合は夫または妻のいずれかが40歳未満である世帯)

■対象経費

公営住宅、官舎、並びに3親等以内の親族が所有する住宅以外の民間賃貸住宅(集合住宅)にかかる月額家賃(住宅手当、共益費、駐車場使用料並びに冬期間の除雪費を除きます。)

■対象要件 ※以下の5項目をすべて満たしていることが必要です。

- ①町内にある賃貸住宅の所有者との間に賃貸借契約を締結し、世帯全員が当該賃貸住宅の住所地に住民登録を行い、現に居住していること
- ②対象経費が25,000円以上であること
- ③世帯に沼田町職員が含まれていないこと
- ④世帯全員が町税並びに公共料金等を滞納していないこと
- ⑤申請日以後3年以上沼田町に住む意思があること

■助成額及び助成期間

- ①助成額は、対象経費から25,000円を差し引いた額(百円未満切り捨て)
※但し、助成額は31,000円を上限とします。
- ②助成期間は、転入・婚姻・通勤開始の日の属する月の翌月から3年間

■申請に必要なもの

- ・印鑑・賃貸契約書の写し・住民票謄本・戸籍謄本(新婚世帯のみ)
- ・勤務先からの住宅手当等の額を証明する書類(様式第2号)
- ・誓約書兼同意書(様式第3号)

■お問合せ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115

住宅の取得等をお考えの方はご相談ください!

多くの方々に移住や定住をしていただくため、令和4年度までの間、住宅の新築や中古住宅の購入、リフォームなどを行う際にご利用できる奨励金制度を設けております。
なお、持ち家リフォームへの助成については、平成31年3月31日までに限度額に達した方でも申請可能ですので、お気軽にご相談ください。

新築住宅

基本額(自己所有地での新築含む)

20歳代	170万円
30歳代	130万円
40歳代以上	80万円

加算額

土地購入(200㎡以上で3年以内に新築の場合)	30万円
町内業者での建設	70万円
融雪溝設置路線に新築	150万円
購入した土地にある中古住宅を取り壊して新築住宅を建設する場合、町内業者で20万円以上の取壊し、撤去、処分費用の2/3以内	限度額 100万円
子育て世帯(中学生以下の子どもを養育する世帯)が新築する場合	子ども一人につき 50万円
婚姻してから3年以内に住宅を新築する場合	50万円

中古住宅(65㎡以上)

基本額(購入価格の1/2以内)	限度額	50万円
-----------------	-----	------

加算額

リフォーム	中古住宅購入後3年以内に町内業者により修繕した費用の1/4以内	限度額	50万円
リノベーション	3年以内に町内業者により定められた改修(リノベーション)工事をする場合で改修費用の1/4以内	限度額	100万円
子育て世帯	上記リフォームまたはリノベーション加算を受ける場合	子ども一人につき	25万円
新婚世帯	婚姻してから1年以内に中古住宅を購入した費用(土地・家屋)の1/2以内		20万円

持ち家リフォーム(※平成31年3月31日までの修繕履歴をリセット)

町内業者で施工した修繕(リフォーム)費用の1/4以内(平成31年3月31日までに修繕助成を受け、限度額に達した方でも申請可)	限度額	25万円
--	-----	------

耐震改修

昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断等を行った後に町内業者により耐震改修を行った場合における費用の1/4以内	限度額	50万円
--	-----	------

■お問い合わせ 住民生活課 移住定住応援室 ☎35-2115



広報ぬまた お知らせ版



令和2年5月14日発行 第1066号(2/2)

発行：沼田町役場 編集：総務財政課広報情報グループ 電話：0164-35-2111

ホームページ <http://www.town.numata.hokkaido.jp> メール soumu@town.numata.lg.jp

ご自宅のテレビから新型コロナウイルス関連情報が確認できます

町では、UHB（北海道文化放送）のデータ放送を利用して、町の新型コロナウイルス感染症関連の情報を掲載しています。

リモコンのdボタンを押して、データ放送内の地デジ広報市町村情報コーナーにある沼田町を選択するとご覧いただけますので、是非ご利用ください。

■総務財政課 広報情報グループ ☎35-2221

第47回町民体育祭の中止について

7月5日（日）に開催予定でありました第47回町民体育祭は、新型コロナウイルス感染予防のため、体育祭参加者の健康と安全を重視し、中止といたしますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

■お問合せ 教育委員会 教育課 社会教育グループ ☎35-2132

令和2年度いきいき大学の開催延期について

令和2年度のいきいき大学は、6月初旬から実施予定でありましたが、新型コロナウイルス感染予防のため、当面の間、事業の開催を延期いたします。

なお、開催期日につきましては、いきいき大学報を通じて皆様に周知させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

■お問合せ 教育委員会 教育課 社会教育グループ ☎35-2132

空知中央バス沼田線の減便延長について

新型コロナウイルス感染予防並びにお客様、従業員の安全確保のために実施している空知中央バス沼田線（沼田駅前⇄深川市立病院前）の減便期間を、当面の間延長いたしておりますので、お知らせします。（減便終了時期が決まりましたら別途お知らせします。）

■運行内容 平日も当面土日祝ダイヤ（往復5便）にて運行します。

■お問合せ 空知中央バス株式会社深川営業所 ☎26-3111

生活福祉資金(緊急小口資金)特別貸付のご案内

北海道社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方へ『生活福祉資金（緊急小口資金）特別貸付』を行っています。

申込み手続きは沼田町社会福祉協議会で行ない、北海道社会福祉協議会で審査決定後に貸付が行われます。

なお、この資金は貸付金で「償還(返済)が必要です」。給付金ではありません。

■貸付内容

- ・貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等で収入が減少し緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付限度額 ①一世帯につき1回限り**10万円**以内
②世帯員に要介護者がいる、4人以上の世帯などは**20万円**以内
- ・据置期間 貸付の日から1年以内
- ・償還期間 据置期間後2年以内
- ・貸付利子 無利子
- ・その他 感染防止のため、希望の方は事前に沼田町社会福祉協議会へお問い合わせください。

また、詳細については道社協ホームページをご覧ください。

■申込に必要なもの

- ①申込者（世帯主）の身分を証明できる健康保険証や運転免許証など
- ②世帯全員がわかる住民票謄本（マイナンバーの記載のないもの）
- ③印鑑
- ④申込者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細または通帳、あるいは申立書の作成）
- ⑥世帯員の介護認定状況が分かるもの（該当者がいる場合）



北海道社会福祉協議会 HP

※この緊急小口資金【特別貸付】を受けてもなお困窮する場合は『総合支援資金【生活支援費】【特別貸付】制度』があります。

■お問合せ

北海道社会福祉協議会 ☎011-241-3976

沼田町社会福祉協議会 ☎35-1998

沼田町南1条1丁目8番25号（暮らしの安心センター内）

行政相談所の電話相談の受付について

総務省より新型コロナウイルスの感染予防対策として、対面による行政相談の開設中止を求められているため、本町においても行政相談所の開設を中止いたします。なお、電話相談は通常どおり以下の時間帯で実施しておりますので、ぜひご利用ください。

■日 時 5月19日（火） 午後5時～午後6時

■お問合せ 総務省行政相談委員（沼田町地区）野々宮 宏 ☎35-1167

旧優生保護法に係る一時金の支給制度について

平成31年4月に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布、施行されました。これに基づき、以下の条件に当てはまる方は、一時金320万円を受け取ることができますので、下記相談窓口へお問合せの上、一定の手続きを行ってください。

■対象者 ①旧優生保護法が存在した間（昭和23年9月1日～平成8年9月25日）

に、優生手術を受けた方（母体保護の理由で手術を受けた方を除く）

②①と同じ期間に生殖を不能にする手術や放射線照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかかな手術などを受けた方は除く）

■相談窓口 旧優生保護法に関する相談支援センター

受付時間 午前8時45分～午後5時30分（月曜日～金曜日）

※土日祝日、年末年始を除く

電話 0120-031-711（フリーダイヤル）

または011-206-6343

FAX 011-232-4240

メール hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

住所 札幌市中央区北3条西6丁目 子ども子育て支援課内

■お問合せ 北海道深川保健所 ☎22-1421

6月1日は「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、6月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省 北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問い合わせください。

■お問合せ 総務省 北海道総合通信局

☎011-737-0099

電話受付期間 午前8時30分～午後12時、午後1時～午後5時

（土・日・祝日を除く）

沼田町の定住奨励制度や暮らしの情報が満載です。
是非一度移住定住情報公式サイトを訪問してみてください。



移住定住情報公式サイト <https://teiju.com/>

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること
- ②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認ください。外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問合せにつきましては、お近くのハローワークまたは、労働基準監督署までお願いします。

■お問合せ ハローワーク深川 ☎0164-23-2148

労働基準監督署 ☎0125-24-7361

日曜・祝日当番医のお知らせ

◆5月17日（日）

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：みきた整形外科クリニック 院長 三木田光〕

☎22-1101

歯科系…木村きよし歯科（深川市）

☎23-3886

◆5月24日（日）

内科・外科系…深川市立病院〔担当医：代田剛〕

☎22-1101

歯科系…扇町歯科医院（滝川市）

☎0125-24-3300

◆5月31日（日）

内科・外科系…深川市立病院

☎22-1101

歯科系…深川第一病院歯科口腔外科

☎23-3516

5月14日から5月19日までの行事予定

行事名	時間	場所
5月19日（火）	移動献血車来町（町内4か所）	10:00～和風園ほか

※新型コロナウイルスの影響で中止、延期される場合がございます。